

青森県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事　木村守男

青森県条例第六号

青森県行政機関設置条例の一部を改正する条例

青森県行政機関設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十三条」に、「第十五条」を「第十四条」に、「第十六条」を「第十五条」に改める。

第十一条を削る。

第十条第一項の表中「青森家畜保健衛生所」を「東地方農林水産事務所青森家畜保健衛生所」に、「弘前家畜保健衛生所」を「中南地方農林水產事務所弘前家畜保健衛生所」に、「八戸家畜保健衛生所」を「三戸地方農林水産事務所八戸家畜保健衛生所」に、「十和田家畜保健衛生所」を「上北地方農林水産事務所十和田家畜保健衛生所」に、「むつ家畜保健衛生所」を「下北地方農林水産事務所むつ家畜保健衛生所」に、「木造家畜保健衛生所」を「西地方農林水産事務所木造家畜保健衛生所」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中第四項を第八項とし、第三項の次に次の四項を加える。

4 東地方農林水産事務所、中南地方農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所、上北地方農林水産事務所、下北地方農林水産事務所及び西地方農林水産事務所は、第一項に規定する事務のほか、家畜衛生に関する事務を分掌する。

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、家畜衛生に関する事務に関する農林水産事務所の所管区域は、次のとおりとする。

農林水産事務所名	所	管	区	域
東地方農林水産事務所	青森市、東津軽郡			
中南地方農林水産事務所	弘前市、黒石市、中津軽郡、南津軽郡			
三戸地方農林水産事務所	八戸市、三戸郡			
上北地方農林水産事務所	十和田市、三沢市、上北郡（横浜町を除く。）			
下北地方農林水産事務所	むつ市、下北郡、横浜町			
西地方農林水産事務所	五所川原市、西津軽郡、北津軽郡			
農林水産事務所名	所	管	区	域
東地方農林水産事務所	青森市、東津軽郡、野辺地町			
三戸地方農林水産事務所	八戸市、三沢市、百石町、階上町			
下北地方農林水産事務所	むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村			
西地方農林水産事務所	西津軽郡（森田村、柏村及び稻垣村を除く。）、市浦村、小泊村			

6 東地方農林水産事務所、三戸地方農林水産事務所、下北地方農林水産事務所及び西地方農林水産事務所は、第一項及び第四項に規定する事務のほか、漁港に関する事務を分掌する。

7 第二項、第三項及び第五項の規定にかかわらず、漁港に関する事務に関する農林水産事務所の所管区域は、次のとおりとする。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条の表中「、むつ市」、「下北郡」及び「、五所川原市、西津軽郡」を削り、「北津軽郡」を「板柳町」に、「十和田市、三沢市、上北郡、三戸郡」を「三戸郡、百石町、下田町」に改め、同表に次のように加える。

青森県五所川原児童相談所	五所川原市	五所川原市、西津軽郡、北津軽郡（板柳町を除く。）
青森県むつ児童相談所	むつ市	むつ市、下北郡
青森県七戸児童相談所	上北郡七戸町	十和田市、三沢市、上北郡（百石町及び下田町を除く。）

第七条を第八条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

第三条の表中「中津軽郡」を「黒石市、中津軽郡、南津軽郡」に改め、黒石保健所の項を削り、「十和田保健所」を「上十三保健所」に、「七戸町、十和田湖町、六戸町、上北町、東北町、天間林村」を「三沢市、上北郡（百石町及び下田町を除く。）」に改め、三沢保健所の項を削り、同条を第四条とする。

第二条の次に次の二条を加える。

（健康福祉こどもセンター）

第三条 保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する事務を分掌させるため、健康福祉こどもセンターを設置する。

2 健康福祉こどもセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域

東地方健康福祉こどもセンター	青森市	青森市、東津軽郡
中南地方健康福祉こどもセンター	弘前市	弘前市、黒石市、中津軽郡、南津軽郡、板柳町
三戸地方健康福祉こどもセンター	八戸市	八戸市、三戸郡、百石町、下田町
西北地方健康福祉こどもセンター	五所川原市	五所川原市、西津軽郡、北津軽郡（板柳町を除く。）
上北地方健康福祉こどもセンター	十和田市	十和田市、三沢市、上北郡（百石町及び下田町を除く。）
下北地方健康福祉こどもセンター	むつ市	むつ市、下北郡

第十三条の見出しを「（県土整備事務所）」に改め、同条第一項中「土木に」を「県土の整備に」に、「土木事務所」を「県土整備事務所」に改め、同条第二項中「土木事務所の」を「県土整備事務所の」に、「青森土木事務所」を「青森県土整備事務所」に、「弘前土木事務所」を「弘前県土整備事務所」に、「八戸土木事務所」を「八戸県土整備事務所」に、「五所川原土木事務所」を「五所川原県土整備事務所」に、「十和田土木事務所」を「十和田県土整備事務所」に、「むつ土木事務所」を「むつ県土整備事務所」に、「鰺ヶ沢土木事務所」を「鰺ヶ沢県土整備事務所」に改め、同条第三項中「土木に」を「県土の整備に」に、「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。

第十四条を削り、第三章中第十五条を第十四条とし、第四章中第十六条を第十五条とする。

附則第六項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

## 附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、次の表の上欄に掲げる行政機関の長が行つた行政処分その他の行為又は当該長に対

して行った申請その他の行為は、それぞれ同表の下欄に掲げる行政機関の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為とみなす。

				黒石保健所	弘前保健所
				十和田保健所	上十三保健所
				三沢保健所	
				青森家畜保健衛生所	東地方農林水産事務所青森家畜保健衛生所
				弘前家畜保健衛生所	中南地方農林水産事務所弘前家畜保健衛生所
				八戸家畜保健衛生所	三戸地方農林水産事務所八戸家畜保健衛生所
				十和田家畜保健衛生所	上北地方農林水産事務所十和田家畜保健衛生所
				むつ家畜保健衛生所	下北地方農林水産事務所むつ家畜保健衛生所
				木造家畜保健衛生所	西地方農林水産事務所木造家畜保健衛生所
				東青地方漁港事務所	東地方農林水産事務所
				三八地方漁港事務所	三戸地方農林水産事務所
				下北地方漁港事務所	下北地方農林水産事務所
				西北地方漁港事務所	西地方農林水産事務所
青森土木事務所	青森港管理事務所	青森県土整備事務所			

弘前土木事務所	弘前県土整備事務所
八戸土木事務所	八戸県土整備事務所
八戸港管理事務所	
五所川原土木事務所	五所川原県土整備事務所
十和田土木事務所	十和田県土整備事務所
むつ小川原港管理事務所	
むつ土木事務所	むつ県土整備事務所
鰺ヶ沢土木事務所	鰺ヶ沢県土整備事務所

3 施行日前において、次の表の上欄に掲げる行政機関の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為のうち、同表の中欄に掲げる区域に係るものは、それぞれ同表の下欄に掲げる行政機関の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為とみなす。

青森県中央児童相談所	むつ市及び下北郡の区域	青森県むつ児童相談所
青森県弘前児童相談所	五所川原市、西津軽郡及び北津軽郡（板柳町を除く。）の区域	青森県五所川原児童相談所
青森県八戸児童相談所	十和田市、三沢市及び上北郡（百石町及び下田町を除く。）の区域	青森県七戸児童相談所

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

## 青森県条例第七号

### 青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第二十条」を「第二十八条」に改める。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条から第二十五条までを一条ずつ繰り上げる。

#### 「黒石保健所運営協議会

別表第一  
五所川原保健所運営協議会 を 「五所川原保健所運営協議会  
十和田保健所運営協議会 上十三保健所運営協議会  
三沢保健所運営協議会 」  
に、「食品・環境衛生関係団体」を「食品・生活衛生関係団体」に改め、

同表青森県駐留軍関係離職者等対策協議会の項を削る。

別表第二青森県准看護婦試験委員の項中「青森県准看護婦試験委員」を「青森県准看護師試験委員」に、「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産

#### 「黒石保健所感染症診査協議会

師看護師法」に、「准看護婦試験に」を「准看護師試験に」に改め、同表中  
五所川原保健所感染症診査協議会 を  
十和田保健所感染症診査協議会  
三沢保健所感染症診査協議会 」

「黒石保健所結核診査協議会

「五所川原保健所感染症診査協議会

「五所川原保健所結核診査協議会」に、

「五所川原保健所結核診査協議会」を

「五所川原保健所結核診査協議会」に改め、同表青森県精神保健福祉

上十三保健所結核診査協議会

」

十和田保健所結核診査協議会

三沢保健所結核診査協議会

」

審議会の項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第九条」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）

第九条」に改め、「並びに同法第三十二条第三項及び第四十五条第一項の申請に関する必要な事項を審議し」を削り、「ついて」の下に「及び同法

第五十条の二の五第二項の規定により事業の廃止命令について」を加え、同表青森県石油コンビナート等防災本部の項の次に次のように加える。

青森県土地収用 事業認定審議会	土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十五条の二第二項の規定により事業の認定に関する処分について意見を答申し、及び同法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。	会長 副会長 委員 学識経験を有する者 五人以内 二年 委員の互選
--------------------	--	---

附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

「黒石保健所運営協議会

五所川原保健所運営協議会

を「五所川原保健所運営協議会」に改める部分を除く。

並びに別表第二青森県准看護婦

十和田保健所運営協議会

上十三保健所運営協議会」

三沢保健所運営協議会

一 別表第一の改正規定

並びに別表第二青森県准看護婦

試験委員の項の改正規定及び同表青森県精神保健福祉審議会の項の改正規定（「ついて」の下に「及び同法第五十条の二の五第二項の規定により事業の廃止命令について」を加える部分に限る。）並びに次項の規定 公布の日

二 別表第一青森県石油コンビナート等防災本部の項の次に青森県土地収用事業認定審議会の項を加える改正規定 土地収用法の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百三号）の施行の日

2 改正前の青森県附属機関に関する条例別表第二の青森県准看護婦試験委員及びその委員は、改正後の青森県附属機関に関する条例別表第二の青森県准看護師試験委員及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日

青森県知事 木村守男

#### 青森県条例第八号

##### 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十三条」に、「第十三条—第十五条」を「第十四条—第十六条」に、「第十六条—第二十五条」を「第十七条—第二十六

条」に改める。

第二十五条を第二十六条とし、第十六条から第二十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第三章中第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第二章中第十二条を第十三条とし、第六条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の二条を加える。

(屋外広告物法等に基づく事務)

第六条 屋外広告物法（昭和二十四年法律第二百八十九号）並びに青森県屋外広告物条例（昭和五十年十一月青森県条例第四十五号。以下「屋外広告物条例」という。）及び屋外広告物条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村が処理することとする。

- 一 屋外広告物法第七条第三項の規定による違反に係るはり紙の除却に関すること。
- 二 屋外広告物法第七条第四項の規定による違反に係るはり札及び立看板の除却に関すること。
- 三 屋外広告物条例第六条の規定による広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の許可に関すること。
- 四 屋外広告物条例第七条第四項の規定による自己の氏名、名称、店名及び商標並びに自己の事業及び営業の内容を表示するため、自己の住所並びに事業所、営業所及び作業場に表示する広告物及びこれを掲出する物件で、同条第二項第一号に掲げるもの以外のものの表示及び設置の許可に関すること。
- 五 屋外広告物条例第七条第五項の規定による道標、案内図板、公共掲示板その他の公衆の利便に供することを目的とする広告物（同条第二項第六号に該当するものを除く。）及び広告物を掲出する物件の表示及び設置の許可に関すること。
- 六 前三号に掲げる事務に係る屋外広告物条例第十条第一項の規定による広告物及び広告物を掲出する物件の変更及び改造の許可に関すること。
- 七 第三号から前号までに掲げる事務に係る屋外広告物条例第十二条の規定による許可の証印の調製及び押印並びに許可の証票の交付に関すること。
- 八 第三号から第六号までに掲げる事務に係る屋外広告物条例第十六条第二項の規定による広告物及び広告物を掲出する物件の除却の届出の受理に関すること。
- 九 屋外広告物条例第十七条第一項の規定による美観風致の維持及び公衆に対する危害の防止のため必要な措置の命令並びに同条第二項の規定によ

る当該措置及び広告物を掲出する物件の除却に係る公告に關すること。

十 第三号から第六号までに掲げる事務に係る屋外広告物条例第十八条の規定による許可の取消しに關すること。

十一 屋外広告物条例第十九条第一項の規定による広告物及び広告物を掲出する物件の除却の命令並びに同条第二項の規定による当該除却及び広告物を掲出する物件の除却に係る公告に關すること。

十二 第三号から前号までに掲げる事務に係る屋外広告物条例第二十条第一項の規定による報告の徵収及び立入検査に關すること。

十三 第三号から第六号までに掲げる事務に係る屋外広告物条例第二十二条第一項の規定による広告物及び広告物を掲出する物件の管理者の設置の届出の受理、同条第二項の規定による広告物及び広告物を掲出する物件の表示者及び設置者並びに管理者の変更の届出の受理、同条第三項の規定による広告物及び広告物を掲出する物件の滅失の届出の受理並びに同条第四項の規定による広告物及び広告物を掲出する物件の表示者及び設置者並びに管理者の氏名及び名称並びに住所の変更の届出の受理に關すること。

十四 屋外広告物条例第二十六条の規定による美觀風致の維持及び公衆に対する危害の防止のため必要な指導、助言及び勧告に關すること。

#### 附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例に規定する事務に關して、この条例の施行の際現に知事に對してなされている申請その他の行為については、なお従前の例による。

青森県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十七日